

SONAERU

備える

■毎月15日は川崎市民地震防災デーです。

火災発生！あなたなら
最初にどうしますか。



備える。
1996年(平成8年)10月31日 発行
発行所 川崎市
編集所 土木局防災対策室
〒210川崎市川崎区宮本町1番地
TEL.(044)200-2111内線2841

防災対策がさかんに叫ばれている今日でも、
現実には火災は起きています。
火災が発生したら、

あなたはどうしますか。

火を見たら、誰もが恐ろしさのあまり冷静さを失うかもしれません。まして自分の不注意から出火したとなると、おろおろしてしまうのも当然です。

しかし、万が一、不幸にも火災が発生してしまった場合、大切なことは、被害をどれだけ軽くするかということです。

そのためには、出火に気づいたら、「早く知らせる」こと。そして「早く消す」こと。もうひとつ「早く逃げる」ことです。これが火災を発見した時の三大原則です。

とっさのときのあなたの判断と行動が、結果的に被害を大きくもし、小さくもします。できるだけ状況を冷静に判断し、行動できるよう、家族ひとりひとりが心がけておきましょう。さらに火災の状況というのは、出火場所、出火時間、出火原因、人の居住の有無、建物の構造・用途など、いくつかの異なる条件の組合せにより、いろいろ変わってくるということを知っておきましょう。

もし

出火

してしまったら

1 近所や消防署へ1分でも早く知らせる

- ・「火事だ!」と、家族や隣近所に聞こえるように大声で何度も叫びましょう。
- ・声が出なかったら、手近にあるヤカンやナベ、洗面器等をがらがん叩きましょう。
- ・非常ベルや火災報知器を押し、近所に知らせましょう。
- ・消防署への通報は、落ち着いて、正確に伝えることが大切です。

2 初期消火をする

119番に通報したからと言って、あっという間に消防車が到着するわけではありません。交通渋滞等があればなおさらのことです。しかし、この数分間が初期消火の重要な時間です。

初期消火のポイントは、真っ赤な炎にまどわされないことです。カーテンやふすまなどの立ち上がり材についた火は、大きく見えますが、天井に火が燃え移る前なら、消火方法が適当であるかぎり、だれでも火は消せます。

3 避難するタイミング

天井に火が燃え移ったり、煙が床面までたちこめるようになったら、もう火を消そうとしても間に合いません。すぐ避難しましょう。

4 避難のコツ

- ・姿勢を低くし、床をはうようにする。
- ・室内では壁づたいに、煙の下を。
- ・口や鼻を濡れタオルでおさえる。

PANIC!

パニックに巻き込まれないために

まず、わたしたちの日常生活を考えてみましょう。たとえば通勤電車、駅には大勢の人が電車を待つて並んでいます。ところが、ドアが開いたとたん、必ずといっていいほど割り込み乗車しようとする人があらわれ、われ先にと乗車しようとしま。そしてドア付近は、押すな押すな混乱となります。また、過去に起きた石油ショックの際の洗剤、トイレトペーパー騒ぎのことを思い出してみても、わたしたちが、いかにその場の状況に流されやすいものかわかります。もしこれが大地震が起きたときなどは、ひとりひとり、突然の天災にどう対処しているのか、わからなくなり、混乱はもつと大きくなり、パニックをひきおこすのです。このような場合には、どこに火災が発生しているか、どちらの方向に逃げれば安全かというような正確な情報を得ることが大切です。

川崎市では、次の方法により災害時市民の皆様へ情報を提供します。

- 広報の手段**
 - ①ラジオ・テレビ
 - 川崎市では、次の4社と災害時における放送協定を締結しています。
 - ラジオ
 - (株)アール・エフ・ラジオ日本 (AM 1422KHZ)
 - 横浜エフエム放送(株) (FM 84.7MHz)
 - 日本放送協会横浜放送局 (FM 81.9MHz)
 - テレビ
 - (株)テレビ神奈川 (TVKテレビ42CH)
 - ②広報車・ヘリコプター
 - 毎月15日に、市民地震防災デーの広報をしますが、災害時にも市民の皆様に必要な情報を提供します。
 - ③同報無線
 - 同報無線は、市役所からの情報が直接市民の皆様へ伝達でき、災害時に電話が不通になった場合などに非常に有効な情報伝達手段となります。同報無線は、次の箇所に設置してあります。
 - 屋外受信機 119箇所
 - 避難場所・駅前・急傾斜地・海岸
 - 広報の内容**
 - ①東海地震の発生が予知されたとき
 - 判定会招集
 - 警戒宣言発令
 - 川崎市災害対策本部設置
 - 家庭での心得
 - 交通機関の運行状況
 - 電気・ガス・水道の供給体制と注意事項
 - ②大地震が発生したとき
 - 地震情報
 - 川崎市災害対策本部設置
 - 混乱防止の呼びかけ
 - 火災発生地区住民への避難の呼びかけ
 - 道路状況と交通規制
 - 被害状況と対応措置
 - 災害復旧時
 - 飲料水、食糧、生活必需品の供給状況
 - 避難場所等の開設状況
 - 負傷者等の安否情報
 - ライフラインの復旧状況
 - 学校等の再開状況

いざという時ほど、正しい情報が大切です。

全国秋季火災予防運動が実施されます。

平成2年11月9日(金)から11月15日(木)

放火されない環境をつくりましょう
今、川崎市では放火による火災が多発しています。
皆さんで放火されない環境をつくりましょう。



家のまわりに燃えやすい物を置かない
物置などの戸締りは完全にしましょう。
ごみは、指定された日の朝に出しましょう。
夜間の路上駐車はやめましょう。



まず消そう
火への鈍感・無関心

火の用心7つのポイント

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- 3 天ぷらを揚げるときには、その場を離れない
- 4 子供に、マッチやライターで遊ばせない
- 5 風の強いときは、たき火をしない
- 6 風呂の空たきをしない
- 7 ストープには、燃えやすい物を近づけない



全国的にごみが急増していることが、連日の様に新聞、テレビ等で報道されていますが、川崎市でも例外ではありません。
ご家庭の日常生活に伴って出されるごみならず、家具や電気製品などの粗大ごみも非常に多くなっており、処理が大変になってい

空き地の適正管理・不法投棄の防止

投棄されている状況が多く見受けられます。これらについては、清掃事務所管内パトロールを行いながら、監視指導を行っておりますが、跡を断ちません。
これからの季節は、異常乾燥注意報が発令される時期でもあり、空き地内の枯葉や、投棄物(紙類等)に、歩行者のタバコの投げ捨て等による、火災が発生する危険性があります。
不法投棄された場合には、火災防止の点からも、早期に撤去する必要があります。不法投棄を発見した場合は、車両番号等を最寄りの警察署か清掃事務所へ連絡して下さい。又、土地の所有者・管理者は、不法投棄されないように柵を設置する等、不法投棄の防止と火災防止の立場から、適正管理が重要であります。
市民の皆様のご協力をお願いします。

川崎市総合防災訓練実施

川崎市では、去る9月1日の防災の日を中心とする防災週間(9月30日(9月5日)に行政機関・防災関係機関及び市民の皆様など約14,000名の参加のもと平成2年度の川崎市総合防災訓練を実施しました。
特に9月1日には、川崎市では初めての試みとして川崎駅周辺の市街地の中で地震発生時の同時多発災害に対する訓練を、また、幸

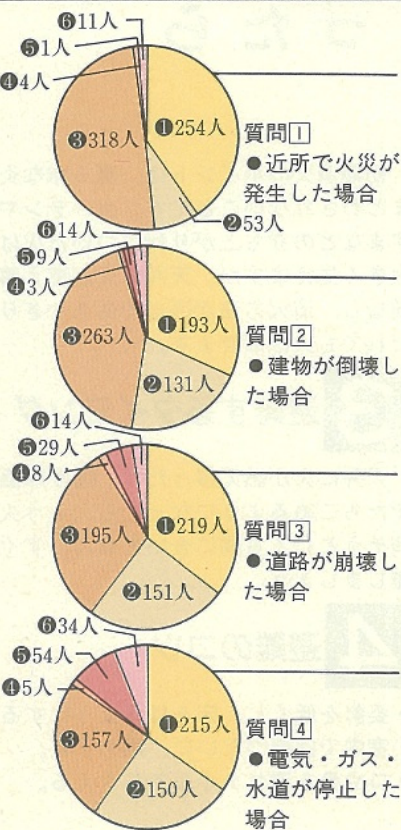
防災アンケート結果について

9月1日の防災の日に合わせて、防災無線同報戸別受信機を設置させていただいているお宅へ、地震時における被害連絡(ハガキによるアンケート)を送り、回答していただきました。結果は次のとおりです。(送付別通、回答別通、回収率66.5%)

●質問の内容は、「地震直後、質問①④の被害が発生しました。もし、電話が不通のとき、あなたはどのようにしますか。次の①⑤⑥の中から番号を選んでください。」

- 1 自分で直接、消防など関係公共機関へ連絡に行く。
- 2 右記以外の近所の公共機関へ連絡に行く。
- 3 自分で対処できることを行い、連絡は他の人にまかせる。
- 4 他の誰かが連絡するだろうと待っている。
- 5 電話が復旧するまで待っている。
- 6 その他

また、このアンケートに関係する



区と宮前区管内では夜間に於ける訓練を実施し、防災行動力の強化と防災意識の高揚など多大な成果をあげることができました。我々は、明日でもいや今日でも起つても不思議でない地震に対して迅速で適確な行動ができるよう、今後も訓練を積み重ねることに努めます。皆さんの御協力をお願いします。